

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業・出生時育児休業取得率を次の水準以上する。

男性社員・・・計画期間中に取得率 10%以上、平均 2 か月以上

女性社員・・・計画期間中に取得率 10%以上

<対策>

●令和 6 年 11 月～ 社員のニーズの把握

●令和 6 年 12 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため制度周知

目標 2：年次有給休暇の取得促進のための措置

<対策>

●令和 6 年 11 月～ 年次有給休暇取得の現状把握、問題点の検討

●令和 7 年 1 月～ 取得促進の為の社内 PR 実施

●令和 7 年 3 月～ 現場等の閑散期を見計らい取得を促す